

【改正】郡山市手数料条例

1 改正の要旨

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）の施行に伴い、宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請手数料等を定める。

2 改正の内容

改正内容		
○手数料を以下のとおり規定する。		
事務の内容	造成面積	手数料
宅地造成及び 特定盛土等	500 m ² 以内	16,000 円
	500 m ² 超 1,000 m ² 以内	27,000 円
	1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	39,000 円
	2,000 m ² 超 3,000 m ² 以内	57,000 円
	3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	72,000 円
	5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	96,000 円
	10,000 m ² 超 20,000 m ² 以内	150,000 円
	20,000 m ² 超 40,000 m ² 以内	230,000 円
	40,000 m ² 超 70,000 m ² 以内	370,000 円
	70,000 m ² 超 100,000 m ² 以内	530,000 円
	100,000 m ² 超	690,000 円
土石の堆積	500 m ² 以内	11,000 円
	500 m ² 超 1,000 m ² 以内	13,000 円
	1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	16,000 円
	2,000 m ² 超 3,000 m ² 以内	19,000 円
	3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	28,000 円
	5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	31,000 円
	10,000 m ² 超 20,000 m ² 以内	38,000 円
	20,000 m ² 超 40,000 m ² 以内	52,000 円
	40,000 m ² 超 70,000 m ² 以内	72,000 円
	70,000 m ² 超 100,000 m ² 以内	100,000 円
100,000 m ² 超	130,000 円	
証明書の交付	1 件	250 円

郡山市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

郡山市長 品川 萬里

郡山市条例第27号

郡山市手数料条例の一部を改正する条例

郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第8条関係） 法令に基づく事務に係る手数料					別表第1（第2条、第3条、第8条関係） 法令に基づく事務に係る手数料				
号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額	号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額
(略)					(略)				
194	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）第12条第1項及び第30条第1項の規定に基づく工事の許可の申請に対する審査	宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請手数料	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの 1件	16,000円					
			盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 1件	27,000円					
			盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メ	39,000円					

一トルを超え、 2,000平方メー トル以内のもの 1件	57,000円
盛土又は切土を する土地の面積 が2,000平方メ ートルを超え、 3,000平方メー トル以内のもの 1件	72,000円
盛土又は切土を する土地の面積 が3,000平方メ ートルを超え、 5,000平方メー トル以内のもの 1件	96,000円
盛土又は切土を する土地の面積 が5,000平方メ ートルを超え、 10,000平方メー トル以内のもの 1件	150,000円
盛土又は切土を する土地の面積	

が10,000平方メートルを超え、 20,000平方メートル以内のもの 1件	230,000円
盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え、 40,000平方メートル以内のもの 1件	370,000円
盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え、 70,000平方メートル以内のもの 1件	530,000円
盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え、 100,000平方メートル以内のもの の 1件	690,000円
盛土又は切土を	

	する土地の面積 が100,000平方 メートルを超え るもの 1件	
土石の堆積に関 する工事の許可 申請手数料	土石の堆積をす る土地の面積が 500平方メート ル以内のもの 1件	11,000円
	土石の堆積をす る土地の面積が 500平方メート ルを超え、 1,000平方メー トル以内のもの 1件	13,000円
	土石の堆積をす る土地の面積が 1,000平方メー トルを超え、 2,000平方メー トル以内のもの 1件	16,000円
	土石の堆積をす る土地の面積が 2,000平方メー トルを超え、	19,000円

3,000平方メートル以内のもの 1件	
土石の堆積を する土地の面積が 3,000平方メー トルを超え、 5,000平方メー トル以内のもの 1件	28,000円
土石の堆積をす る土地の面積が 5,000平方メー トルを超え、 10,000平方メー トル以内のもの 1件	31,000円
土石の堆積をす る土地の面積が 10,000平方メー トルを超え、 20,000平方メー トル以内のもの 1件	38,000円
土石の堆積をす る土地の面積が 20,000平方メー	52,000円

			トルを超え、 40,000平方メー トル以内のもの 1件	
			土石の堆積をす る土地の面積が 40,000平方メー トルを超え、 70,000平方メー トル以内のもの 1件	72,000円
			土石の堆積をす る土地の面積が 70,000平方メー トルを超え、 100,000平方メ ートル以内のも の 1件	100,000円
			土石の堆積をす る土地の面積が 100,000平方メ ートルを超える もの 1件	130,000円
195	盛土規制法第16 条第1項及び第 35条第1項の規 定に基づく工事	宅地造成、特定 盛土等及び土石 の堆積に関する 工事の変更許可	変更許可申請1件につき、工事の 変更に係る部分の面積に応じ前号 に規定する額	

	の計画の変更許可の申請に対する審査	申請手数料		
196	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定に基づく、盛土規制法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定に基づく、数料	1件	250円
備考（略）		備考（略）		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。